

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき 講ずべき措置の検討について

●背景

平成30年6月に施行された絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成29年法律第51号。以下「種の保存法」という。）附則第10条及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院及び参議院）に基づき^{（※）}、規定の施行評価及び講ずべき措置の検討が必要。

（※参考）

・附則第10条

政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

・附帯決議＜抜粋＞

改正法附則第10条に基づき、改正法施行5年後に本改正内容の評価を行うとともに、以下の措置を行うこと。

- 1 ワシントン条約附属書に掲載されている種は、保全に国際的協力が不可欠であり、地球の自然体系のかけがえのない一部であるという観点から、国際情勢を踏まえて、抜本的な見直しを検討すること。
- 2 違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を助長するとの認識に立ち、国内取引の規制強化や交雑個体の取扱について検討すること。

●評価及び措置検討の論点例：

＜流通＞

希少野生動植物種の流通管理（個体等登録制度（個体識別措置など）、効率的なオンライン監視、効果的な違反对応、交雑個体等）のあり方 等

＜保全＞国内希少野生動植物種の指定や保護増殖事業等保全対策のあり方 等

●検討スケジュール

R5 年度

○R6年3月21日

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議」設置・検討開始

- ・＜保全＞及び＜流通＞の合同開催
- ・種の保存法に関する施行状況評価及び講ずべき措置の検討スケジュールの報告、委員からの意見聴取 等

【論点別の事前調査】

- ・淡水魚類に係る国内希少野生動植物種の指定のあり方についての検討会（R3～R5年）
- ・希少野生動植物種専門家科学委員会等における保護増殖事業の完了に係る検討（R5年12月～）
- ・個体等登録における個体識別措置に係る有識者ヒアリング（R5年12月～R6年3月）
- ・オンライン取引監視に係るECサイト事業者等との意見交換会（3回）及び有識者会合（R6年2～3月）

R6～7 年度（予定）

- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議」の開催・取りまとめ

＜保全＞2回（11/12・1月）、＜流通＞2回（10/18・12/18）、合同1回（2月）

➤ 施行状況評価をもとにした改善すべき課題整理



- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会」（仮称）設置・検討開始

➤ 講ずべき措置について報告書

➤ 制度改正等が必要な場合には小委の要否検討

※R6年度～第5次環境省レッドリストについて、分類群ごとに順次公表予定

※R7年度(2025年11月)にワシントン条約第20回締約国会議が開催予定

【流通関連の論点別調査】（R6年度）

- ・オンライン監視に係るプラットフォーム等との意見交換会（広告規制の課題検討）
- ・個体等登録制度、交雑個体の取扱いに係る検討 等



R7 年度以降 中環審（野生生物小委員会）

➤ 検討会での検討結果を報告

➤ 制度改正等を伴う場合には必要に応じて諮問

象牙全形牙の登録制度の運用状況評価について

1. 背景及び現状

(1) 種の保存法に基づく全形牙の登録制度

生牙（原木）、磨牙、彫牙など、全形を保持した象牙（全形牙）は、種の保存法で譲渡し等（売買等）が原則禁止されているが、ワシントン条約で商業取引が規制される前に取得されたもの等については、同法に基づく登録を受けることで、登録番号、登録年月日を示した上での広告や登録票を伴った譲渡し等が可能となる。なお、特別国際種事業者としての登録とは別に、所有する全ての全形牙の登録を受ける必要がある。

令和元（2019）年7月1日より、全形牙の登録審査をより厳格化した。具体的には、規制適用日（アジアゾウは1980年11月4日、アフリカゾウは1990年1月18日）以前に適法に所有したという自己申告の裏付け証明について、「第三者の証言」のみでの登録を認めず、「第三者の証言を裏付ける補強」として、全形牙の放射性炭素年代測定法（※参考資料参照）による年代測定結果等の客観的に証明できる書類の提出を求めている。

(2) 全形牙の登録状況等

2023年12月末時点の全形牙の登録本数は約16,680本であり、このうち307本については放射性炭素年代測定結果が提出されている。登録審査を厳格化した2019年前後の全形牙の年間登録及び返納本数、放射性炭素年代測定法による年代測定結果により登録された割合は、下の図表の通りである。

	登録本数	返納本数
平成27（2015）年	2,157（8）	781（11）
平成28（2016）年	1,687（11）	1,295（9）
平成29（2017）年	1,414（30）	1,199（0）
平成30（2018）年	2,616（32）	1,425（6）
平成31・令和元（2019）年	2,291（31）	891（3）
令和2（2020）年	68（2）	248（3）
令和3（2021）年	78（0）	168（1）
令和4（2022）年	71（0）	181（0）
令和5（2023）年	93（0）	65（0）

（注）括弧内はアジアゾウの本数を示す

2. 検討の方向性と評価会議(R6.10)の結果概要

- ・約5年間の間に登録された全形牙の年代測定結果等から、放射性炭素年代測定法は、規制適用日前に所有していたことの客観的な証明を補完することが確認された。
- ・ただし、今後の大気中放射性炭素濃度の低下により、複数箇所のサンプリング測定を要する可能性が判明したため、密輸や違法取引の取り締まり状況等を注視しながら、測定分析事業者等との情報共有や意見交換を継続していくこととする。
- ・また、評価会議委員から、登録票の返納数の変動や2020年以降の登録本数の激減が、国内取引の市場実態や国内在庫の把握にどのような影響を及ぼしているか、慎重に分析されるべきといった意見があった。